

京都大学	博士（文学）	氏名	本土博成
論文題目	近世日本から見た琉球の地位		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本論文は、近世日本から「附庸」と「異国」という二側面の規定を受ける琉球の地位がいつどのように確定し、またその地位にどのような特徴が見いだせるかを論じるものである</p> <p>島津の琉球入り後の近世琉球を取り上げた研究は、次の三潮流に大別できる。（A）「幕藩体制の中の「異国」」論は、1970年代以降の幕藩制国家論の影響を受けつつ、幕藩制国家と琉球の支配・被支配関係を、薩摩藩政史料を用い支配側の視点から考察するものである（紙屋敦之など）。（B）「鎖国」論・「海禁・華夷秩序」論は、専論として琉球を扱うものではなく、より広く近世日本の国際環境や外交を分析対象に据え、いわば「四つの口」の一角としての「薩摩口」に關説するものである（朝尾直弘・荒野泰典・山本博文など）。（C）琉球の主体性・自律性論は、21世紀に入って隆盛を見せてきたもので、いわば琉球を主語にした歴史像の構築を目指すものである（豊見山和行・渡辺美季など）。これらの関係性については、（A）（B）は一見して（B）が（A）を包摂する関係にあり、また（A）と（C）は支配側から見るか、それとも被支配側から見るかという点で相互補完関係にあるといえよう。本稿は近世琉球の地位を考える上で、薩摩藩の意向・動向が決定力を持った点を重視し、（B）の研究成果を十全に取り込みつつ、（A）をより薩摩藩の立ち位置に則した形で継承するという立場に立つ。</p> <p>「幕藩体制の中の「異国」」論により、近世琉球が「幕藩制国家の中」という側面と、日本から見て「異国」であるという二つの側面を持つことは周知のこととなったが、以下の三点は課題として残されている。第一に、琉球の地位がいつどのように確定したかという点。幕府・薩摩藩・琉球関係を象徴する琉球使節（「賀慶使／慶賀使」「恩謝使／謝恩使」）については、その成立が寛永11年とも21年ともされ、いまだに確定を見ていない。そのため、琉球の地位確定も不明瞭なままである。第二に、近世日本の対外政策と琉球の関係。（B）が明らかにしてきたように、寛永10年代は家光政権の対外政策が動きを見せる時期でもあった。しかし「幕藩体制の中の「異国」」論は、幕藩制国家を特徴づけるという「鎖国」の指標を前提とし、安易にこれを琉球に適用してしまったがため、かえって近世日本の国制と琉球の関係を見誤った嫌いがある。とくに、すでに（B）で位置づけが直されたはずの「鎖国令」について、いまだに（A）では旧理解がとられている点は看過できない。第三に、琉球の持つ</p>			

二面性の総体的把握。琉球が「幕藩体制の中」（本稿では「附庸」）と「異国」という二側面を持つということは、今日の研究段階において前提となった。いまや「附庸」と「異国」の両面を枕詞として固定化して理解するのではなく、幕府・薩摩藩それぞれの政策課題の中で、どのようなあなばいで両面が表出するかを見極める段階にある。以上のような問題意識のもと、本論文は全五章（および序章・終章）で構成した。

第一章「琉球使節の成立」では、近世琉球の地位確定について述べた。これまで寛永期については、寛永11年に島津氏宛の領知判物に琉球高が明記された事実と、寛永21年に琉球使節が江戸に上った事実、それぞれの画期性が別個に主張されてきた。ここでは一次史料の読み直しを通じ、琉球使節が寛永21年に成立したことを明らかにした上で、領知判物によって「附庸」の側面が寛永11年に、琉球使節の成立をもって幕府と書を交わす「異国」の側面が寛永21年に確定するとし、薩摩藩の働きかけにより近世琉球の地位はこの二段階を経て定まると論じた。「附庸」と「異国」の二面の確定を扱う本章は、本論文全体の骨格を提示したものと見える

第二章「寛永11年5月29日付島津家久宛老中奉書の狙い」は、「従異国伴天連をのせ渡ましき事」「日本人異国へ渡す間敷事」「異国ニ在之日本人のせ来間敷事」「日本之武具異国へ渡す間敷事」「異国船ニ積来候糸之儀、去年如被 仰出候長崎ニ而祢段相究候而之上、御領分入津之船商売之儀可被申付事」の全五箇条からなる同奉書の性格を論じたものである。ここではまず前提として、慶長期以来の唐船の薩摩着岸をめぐる薩摩藩・幕府関係を追いながら、同奉書について、同日付の大村氏宛奉書などと比較しつつ詳細に分析した。その結果、同奉書は薩摩に着岸する唐船を念頭に置き下されたものであるとの結論を得た。これにより、「鎖国令」と通称された老中下知状や、この老中奉書内にある「異国」という文言を琉球に引きつけ、たとえば「琉球は「異国」として鎖国令の適用を受けることとなり、他国商人の琉球渡航は不可能になった」とするような説は、再考を余儀なくされると見通した。

第三章「海禁政策は琉球を対象とするか」は、家光政権によるキリシタン禁制、およびそのためにとられた人・物の出入り統制（＝海禁政策）を扱うもので、「華夷秩序」と称しうる次元にかかわる第一章とは対ないし補完の関係にある。ここでは第二章の検討成果を踏まえながら、一次史料の読み直しを通じ、薩摩―琉球間の往来には幕府の許可が必要であったという理解や、薩摩などから琉球へ武具を渡すことは幕府に禁じられていたという理解を否定した。キリシタン禁制について琉球は、幕府に「日本」における禁制の成否を左右する存在と位置づけられ、そうじて海禁政策の次元において琉球は、島津氏の「附庸」として把握されていたと結論した。かつての研究史は、琉球が「異国」であることをもって、海禁政策の「異国」文言の対象に琉球も含まれるという前述のような誤った理解をとってしまい、そのため琉球が置かれた

立場を正当に示せなかった。

第四章「朝鮮と琉球の相対的地位の変遷」では、朝鮮と比較した時の琉球の地位について述べた。本論文の中で、時期的にもっとも広範にわたるのが本章である。これまで「通信国」という枠組で両国はまま理解されてきたが、「通信国」は幕末の用語であり、また「通信」（書を交わす）という行為が近世前期から両国との間で不断に行われてきたわけでもなかった。ここでは「通信国」という枠組を所与の前提とせず、室町期・秀吉期・家康期・家光期という四段階について、中央政権が朝鮮と琉球を相対的にどのように列したかを、主として政権側が発給した外交文書を分析することで確認した。秀吉期に朝鮮と同範疇の「異国」として琉球を見なす一画期があったが、このような見方は徳川政権に直接引き継がれたわけではなかった。家光期には幕府ではなく薩摩藩によって、朝鮮と並ぶ琉球の地位が志向されたのである。本章により、第一章で明らかにした寛永期の画期の位相がより明瞭になった。

第五章「後水尾上皇・明正天皇の前で奏楽した琉球人」では、近世日本の朝廷と琉球の関係について、これまで事実関係があやふやに理解されていた琉球人の御前奏楽に注目し論じた。寛永3年の後水尾天皇の二条城行幸の際に、琉球楽人が御前奏楽をしたというこれまでの説は成立せず、御前奏楽の事実があったのは寛永7年・13年に限られる。他方で研究史上、寛永13年には朝鮮信使と朝廷の接触が武家側に警戒されていたとの指摘があった。とするならば、琉球人が同年に後水尾・明正の前で奏楽できたのは、対馬藩一朝鮮間にはなかった「附庸」の関係性に基づくものといえよう。

その上で、次のように結論した。「附庸」と「異国」からなる近世琉球の地位は、寛永11・21年の二段階を経て確定したものである。これまで、「華夷秩序」論の文脈で言及されてきた琉球使節は、幕府に積極的に期待されたとは見なせず、これを欲したのはむしろ薩摩藩の側であった。キリシタン禁制の貫徹を至上命題とした家光政権が積極的に琉球に期待したのは、宣教師の侵入阻止のための防波堤の役割であった。換言すれば、薩摩藩は「華夷秩序」と称しうる次元において琉球の持つ「異国」の面に光が当たることを欲し、一方幕府は、キリシタン禁制・海禁政策の次元において島津氏の「附庸」下にあり、「日本国」の国是に従順な琉球に積極的に期待したのである。この点もまた、「附庸」と「異国」という二側面が常に一定の割合で表出するわけではなく、その力点の置かれ方が立場・状況によって可変であったことを端的に物語るものである。

以上のような琉球の地位は前後の時代と比べ、次のような特色を持つ。中世期における列島の南島世界は、幅があったことを重視する境界論でもって叙述され、いわば曖昧であった点が強調されてきた。他方、近世期の琉球は、石高制・キリシタン禁制・海禁政策という点ではそれらの内にあり、「日本」かという点ではその外にあると

いえ、要素分解して見る限り明瞭な地位に立ち至った。また、近代の沖縄県を念頭に置くとき、近世期においては島津氏の「附庸」とされて以降も、制度・社会意識の両面で「異国」と見なされつづけた点が特徴的であるといえる。

なお本論文では、近世日本側から見た琉球の地位を取り上げたが、今後は冒頭にあげた(C)琉球の主体性・自律性論との接合をはかることが求められる。

(論文審査の結果の要旨)

日本近世における琉球は、1609年の薩摩藩の琉球侵攻以降、薩摩藩の保護ないし支配下(占領下)にある属国としての「附庸国」であるという性格と、中国から冊封され朝貢する独自の王国としての「異国」であるという性格の、二つの側面を持つ存在であることはよく知られている。そして、この二つの側面がどのような関係として存在するのかに日本と琉球の複雑な関係の根源があることは、近代の琉球処分はもとより、今日につながる問題を考える上でも重要であることは言うまでもない。

本論文は、「幕藩制国家」の外交体制が確立するといわれる1630年代(寛永期)を中心に、このような二つの側面が関係する構造の成立を真正面からとりあげて、基礎的事実のレベルから見直し、問題の再構築をおこなった意欲作である。

具体的には、①幕府・薩摩藩・琉球王国の関係を象徴する「琉球使節」(将軍就職祝意を表す使節である賀慶使や琉球国王就任の謝意を表す使節である恩謝使)がいつ成立したのか(第一章)。②日本人の海外渡航禁止などのいわゆる「鎖国」政策は、「異国」としての琉球についてはどのように実施されたのか(第二章・第三章)。③朝鮮と琉球はいずれも正式国交のある「通信」の国と見なされたが、両者の違いはどのようなものであるのか(第四章・第五章)、という論点を設定して、これまで通説とされてきた基礎的事実を検証する。

第一章では、琉球使節の成立を寛永11年(1634)とする説と21年とする説がある点について論ずる。寛永11年に、徳川家光代替わりにおける薩摩藩への領地朱印状に「此外琉球国拾貳万三千七百石事」と書き込まれたことは、琉球が日本の石高制秩序に組み込まれ、薩摩藩の琉球領有つまり「附庸」がここで公認されたことを示すが、それ以上ではないとする。この年の琉球使節といわれるものは、薩摩藩主島津家久への就封報告のために来ていた琉球の王子を、薩摩藩が上洛中の将軍家光に対する使節に急遽仕立て上げて伏見城で挨拶させた、仮のものであった。これに対し、寛永21年の使節は、最初から徳川家綱誕生の祝意と琉球国王就封謝意のための使節として、薩摩藩の指揮下に朝鮮通信使にならった国書を準備させており、明の冊封を受けた異国の使節として、江戸城で国書を奉呈することになる。したがって、「附庸国」としては寛永11年に、「異国」としては寛永21年に、二段階で成立したこと、しかも一貫して、異国使節を引率する薩摩藩の価値を高めようとする、薩摩藩の意向であったことが示される。

第二章および第三章では、寛永10年から12年にかけて出された、日本人の海外渡航を禁止し、海外日本人の帰国禁止を規定したいわゆる「鎖国」令が、琉球に適用され、これをもって、薩摩藩以外の日本人が異国である琉球へ往来することが禁止されたとする説の当否を論ずる。これについて論者は、幕府は「異国」としてではなく、むしろ薩摩藩の「附庸国」つまり日本国の一部としてキリシタン禁制を実施させることで、琉球をキリシタン侵入からの防波堤にすることに主たる政策意図があったことを論証した。

第四章では、室町期以来の外交文書の書式という点から検討することで、朝鮮と琉球を比較し、両者を同じ「通信」の国とする規定が幕末期のものであること、秀吉の時期に一時的に琉球国王を朝鮮国王と同等にみなすこともあったが、全体として幕府等の国家的立場からは両者は対等の「異国」ではなく、琉球は下位であり、琉球使節を朝鮮通信使と同等に演出しようというのは薩摩藩の働きかけであったことを示した。その背景には、琉球侵攻が島津氏単独であるのに対して、朝鮮出兵での敗北が武家領主階級共通の記憶となったことがあるのではないかと見通す。

第五章では、琉球使節が、後水尾天皇・明正天皇の前で奏楽したといわれることについて、寛永7年・13年に時期を確定し、同時期に朝鮮通信使が朝廷・天皇と接触することを幕府がきわめて過敏に忌避したことを踏まえて、このような御前奏楽が許されたのは、幕府が琉球人の奏楽を異国人ではなく、たんに薩摩藩「附庸」の地方音楽の奏演という程度でしか認識していなかったことを示す。

以上のような事実確定から考えると、朝鮮やオランダ・中国との外交関係が作られていく寛永期に、幕府が琉球との間についても同じように「異国」に対する「華夷秩序」として構築しようとしていたととらえることは、いわゆる「幕藩制国家論」における「四つの口」（対馬・長崎・薩摩・松前）を並列して論ずる、抽象的な論理次元における要請ではあっても、事実としては幕府自身にその志向性は確認できず、むしろ薩摩藩側の働きかけとして構築されていくとするのである。

本論文における論証は、個々の史料解釈において非常に説得的で、従来の「幕藩制国家論」の実証の安易さが指摘され、あらためて基礎的事実の確定がおこなわれたことで、今後の研究はここからしかはじめられないということになったといえよう。その意味で論者の功績は大きい。ただ、これは論者自身が指摘することでもあるが、以上の過程では幕府と薩摩藩の関係が主として解明されてはいるが、そこに琉球王国自身の主体性・自立性の問題は十分に組み込まれていない。それをも組み込んだうえで近世日本の外交秩序が持った意味を幕末維新时期まで通してあきらかにすることは、論者自身が自らに課した課題でもある。それを一つずつ事実確定を積み上げながら構築するのが論者の手法であり、ここまでの論者の到達点の意義をそこなうものでは全くない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。平成30年1月16日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。